

○厚生労働省令第百二号

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十九年八月三日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を削り、第三十三条の二を第三十四条とする。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第二条 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「雇用対策法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の四とし、同条の前に次の三条を加える。

（基本方針）

第一条 厚生労働大臣は、雇用対策法（以下「法」という。）第四条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策に関し、その基本となる事項（以下「基本方針」という。）を定め、公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、基本方針について、雇用に関する状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。
（外国人の範囲から除かれる者等）

第一条の二 法第八条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格（同法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。以下同じ。）をもつて在留する者

二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者

2 法第八条の厚生労働省令で定める理由は、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他の事業主の都合とする。

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のと きとする。

一 事業主が、その雇用する労働者の定年（以下単に「定年」という。）の定めをしている場合において当該定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。

二 事業主が、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法令の規定により特定の年齢の範囲に属する労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について当該年齢の範囲に属する労働者以外の労働者の募集及び採用を行うとき。

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき。

イ 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その

他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人者の条件としない場合であつて学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする者として又は当該者と同等の処遇で募集及び採用を行うときに限る。）。

ロ 当該事業主が雇用する特定の年齢の範囲に属する特定の職種の労働者（以下この項において「特定労働者」という。）の数が相当程度少ないものとして厚生労働大臣が定める条件に適合する場合において、当該職種の業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の継承を図ることを目的として、特定労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。

ハ 芸術又は芸能の分野における表現の真実性等を確保するために特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき。

二 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用を促進するた
め、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属
する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）。

2 事業主は、法第十条に基づいて行う労働者の募集及び採用に当たっては、事業主が当該募集及び採
用に係る職務に適合する労働者を雇い入れ、かつ、労働者がその年齢にかわりなく、その有する能力
を有効に発揮することができる職業を選択することを容易にするため、当該募集及び採用に係る職務の
内容、当該職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度その他の労働者
が応募するに当たり求められる事項をできる限り明示するものとする。

第三条第一項第五号中「第一条第一項第七号イ(1)」を「第一条の四第一項第七号イ(1)」に改める。

第六条第一項第五号及び第六条の二第一項第一号ヲ中「第一条第一項第七号」を「第一条の四第一項第
六号」に改める。

第七条第三項中「第一条第一項第一号」を「第一条の四第一項第一号」に、「第一条第三項」を「第

一条の四第三項」に改め、同条第四項中「地域高度人材確保奨励金」を「中核人材活用奨励金」に、「沖縄若年者雇用奨励金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改める。

第八条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第九条中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（外国人雇用状況の届出事項等）

第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。

一 生年月日

二 性別

三 国籍

四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可（以下「資格外活動の許可」という。）を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。

五 住所

六 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地

七 賃金その他の雇用状況に関する事項

2 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）である場合には、法第二十八条第一項の届出（以下「外国人雇用状況届出」という。）は、雇入れに係るものにあつては雇用保険法施行規則第六条第一項に規定する雇用保険被保険者資格取得届と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間（出入国管理及び難民認定法第二条の二第三項に規定する在留期間をいう。以下同じ。）並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとし、離職に係るものにあつては同令第七条第一項に規定する雇用保険被保険者資格喪失届と併せて、当該外国人の在留資格及び在留期間並びに前項第三号に掲げる事項を届け出ることにより行うものとする。

3 新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から第四号までに掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第三号までに掲げる事項とし、外国人雇用状況届出は、外国人雇用状況届出書（様式第三号）により行うものとする。

（外国人雇用状況の届出事項の確認）

第十一条 事業主は、外国人雇用状況届出を行うに当たつては、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人の氏名、在留資格、在留期間及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を、次のいずれかの書類により、確認しなければならない。

一 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第五条第一項に規定する外国人登録証明書

二 出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券

2 外国人雇用状況届出に係る外国人が資格外活動の許可を受けている者である場合にあつては、事業主は、前条第一項第四号に掲げる事項を、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明

書により、確認しなければならない。

(外国人雇用状況の届出時期)

第十二条 外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

2 被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによつて行わなければならない。

(国と地方公共団体との連携)

第十三条 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針(以下この条において「雇用施策実施方針」という。)を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇

用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

2 厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

3 都道府県労働局長は、第一項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があつたときは、その要請に応じるように努めるものとする。

(報告等)

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十三条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十三条第二項の証明書は、様式第四号による。

(権限の委任)

第十五条 法第三十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項及び第三項に規定する厚生労働大臣の権限
- 二 法第三十二条に規定する厚生労働大臣の権限
- 三 法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限
- 四 法第三十四条に規定する厚生労働大臣の権限

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項並びに第三十四条に規定する事業主又は国若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

附則第二条第一項中「第一条第一項」を「第一条の四第一項」に改め、同条第三項中「第一条第三項」を「第一条の四第三項」に改め、同条第五項中「第一条第十二項各号」を「第一条の四第十三項各号」に改める。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号（第7条の3関係）」に改める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号（第9条関係）」とし、「第28条第1項」を「第27条第1項

「に改める。」

(地域雇用開発促進法施行規則の一部改正)

第三条 地域雇用開発促進法施行規則(平成十三年厚生労働省令第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第一条中「地域雇用開発促進法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 最近三年間におけるその地域に係る労働力人口に対する当該地域内に居住する求職者(次号において「地域求職者」という。)の数の割合の月平均値が、当該期間における全国の労働力人口に対する求職者の数の割合の月平均値以上であること。

第一条第二号中「五年間」を「三年間及び最近一年間」に、「この号」を「この条及び次条」に、「比率の月平均値以下であり、かつ、最近六箇月間において地域求人倍率が急激に上昇する傾向にない」を「比率(次条において「全国求人倍率」という。)の月平均値に三分の二を乗じて得た率(当該率が一を超える場合にあつては、一)以下である」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、最近三年間及び最近一年間における地域求人倍率の月平均値が共に〇・五以下である地域については、同項第一号中「月平均値以上」とあるのは、「月平均値に三分の二を乗じて得た割合以上」とする。

第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(法第二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者)

第一条 地域雇用開発促進法(以下「法」という。)第二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、公表された最近の国勢調査の結果による労働力人口(次条において「労働力人口」という。)に算入される者とする。

第三条から第六条までを次のように改める。

(法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定める状態)

第三条 法第二条第三項第三号の厚生労働省令で定める状態は、最近三年間及び最近一年間における地域求人倍率の月平均値が、それぞれ当該期間における全国求人倍率の月平均値(当該月平均値が一を超える場合にあつては、一)以下であることとする。

(法第六条第二項第八号の厚生労働省令で定める組合又は連合会)

第四条 法第六条第二項第八号の厚生労働省令で定める組合又は連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合であつて、その構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合及び酒販組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員た

る酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（法第六条第二項第八号の社団法人の要件）

第五条 法第六条第二項第八号の厚生労働省令で定める要件は、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業者（法第十二条第二項第一号に規定する中小企業者をいう。第十三条において同じ。）であることとする。

（法第七条第一項の厚生労働省令で定める事業主）

第六条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。

一 同意雇用開発促進地域（法第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域をいう。以下この条及び次条において同じ。）内において事業所を設置し、又は整備して当該同意雇用開発促進地域（当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域を含む。以下この条において「当該同意雇用開発促進地域等」という。）内に居住する求職者を雇い入れる事業主

二 雇入れ、出向その他の契約により同意雇用開発促進地域内に所在する事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を受け入れ、かつ、当該同意雇用開発促進地域等の区域内に住する求職者を雇い入れる事業主

三 同意雇用開発促進地域内において設置し、若しくは整備した事業所に雇い入れた当該同意雇用開発促進地域等の区域内に居住する求職者であった者又は当該事業所に雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者（第八条第二号において「被保険者」という。）として雇用されることとなっている当該同意雇用開発促進地域等の区域内に居住する求職者であった者について、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講ずる事業主

第八条中「、法第六条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、法第七条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び法第八条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する」を「の」に改め、「限る。」の下に「並びに法第六条第五項及び第六項（関係行政機関の長に協議することを除く。）（同条第九項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣の権限」を加

え、「都道府県労働局長の長」を「都道府県労働局長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

第八条に次の一項を加える。

2 法第十二条第四項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、委託募集実施都道府県の都道府県労働局長に委任する。

一 委託募集実施都道府県の区域を募集地域とする募集

二 委託募集実施都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のもの

第八条を第十四条とし、同条の前に次の四条を加える。

(法第十二条第三項の届出事項)

第十条 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一 募集に係る事業所の名称及び所在地

二 募集時期

三 募集地域

四 当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業に係る業務であつて募集に係る労働者が処理するもの内容

五 募集職種及び人員

六 賃金、労働時間、雇用期間その他の募集に係る労働条件

(法第十二条第三項の届出の手續)

第十一条 法第十二条第三項の規定による届出は、地域中小企業団体(同条第二項第二号に規定する地域中小企業団体をいう。以下この条及び次条において同じ。)が属する地域雇用創造協議会に係る自発雇用創造地域をその区域に含む都道府県(第十四条第二項において「委託募集実施都道府県」という。)

の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第十四条第二項第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 法第十二条第三項の規定による届出をしようとする地域中小企業団体は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第十四条第二項の募集にあつては同項の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、職業安定局長の定めるところによる。

（労働者募集報告）

第十二条 法第十二条第三項の募集に従事する地域中小企業団体は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第二項の届出に

係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(準用)

第十三条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)第三十一条の規定は、法第十二条第三項の規定により地域中小企業団体に委託して労働者の募集を行う中小企業者について準用する。

第七条の見出し中「地域就職援助団体等」を「地域雇用創造協議会等」に改め、同条中「第十五条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第一号中「第十五条第一項」を「第十条第一項」に、「地域求職活動援助事業(次号において「地域求職活動援助事業」を「厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認める事業(以下この条において「地域雇用創造推進事業」に改め、同条第二号中「地域求職活動援助事業」を「地域雇用創造推進事業」に改め、同条第四号中「厚生労働省職業安定局長」の下に「(第十一条第三項及び第十二条において「職業安定局長」という。))」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第十条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 地域雇用創造協議会(法第六条第二項第五号に規定する地域雇用創造協議会をいう。第十一条第一

項において同じ。)を構成する法人(地方公共団体を除く。)であること。

二 地域雇用創造推進事業を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制が整備されていること。

三 前二号に掲げるもののほか、地域雇用創造推進事業を効果的かつ効率的に行うことができると認められること。

第七条を第九条とし、同条の前に次の二条を加える。

(助成及び援助に係る特別の措置)

第七条 法第七条第一項の助成及び援助を行うに当たっては、次に掲げる事業主について、特別の措置を講ずるものとする。

一 前条第一号に掲げる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの

イ 当該事業所の設置又は整備に伴い、相当数の求職者を雇い入れるものであること。

ロ 当該事業主の行う事業の実施に伴う雇用機会の増大の効果が継続し、かつ、当該事業が当該同意雇用開発促進地域に対して適切な地域雇用開発の効果を及ぼすと認められること。

二 前条第一号に掲げる事業主であつて、同号の事業所が次のいずれにも該当し、かつ、当該事業所の設置又は整備に伴い雇い入れた求職者の数等に照らして、当該事業主の行う事業が、当該同意雇用開発促進地域の地域雇用開発に資すると認められるもの

イ 同意自発雇用創造地域（法第十条第一項に規定する同意自発雇用創造地域をいう。以下同じ。）内に所在すること。

ロ 当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野（法第六条第二項第四号に規定する地域重点分野をいう。以下同じ。）に属する事業を行うものであること。

三 前条第二号に掲げる事業主であつて、同号の事業所が前号イ及びロのいずれにも該当するもの（法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業）

第八条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であつて新たな事業の分野への進出又は事業の開始に伴い当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業

二 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者又は当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることとなっている者（当該同意自発雇用創造地域内に居住しているものに限る。）（次号において「求職者等」という。）に対して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

三 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業の概要、当該事業所に係る求人及び前号に規定する講習その他の援助に関する情報を収集し、及び求職者等に対し提供し、並びに当該求職者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業

四 前三号に掲げるもののほか、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資すると認められる事業（雇用保険法施行規則の一部改正）

第四条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域求職活動援助事業」を「地域雇用創造推進事業」に改める。

第三十四条第二号中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第二百二条の三第一項第二号イ中「地域高度人材確保奨励金（同条第四項第一号イの高度技能労働者の受

入れに係るものに限る。)若しくは沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金若しくは沖縄若年者雇用促進奨励金」に改め、同条第五項中「地域高度人材確保奨励金(同条第四項第一号イの高度技能労働者の受入れに要する費用に係るものに限る。)」を「中核人材活用奨励金」に改め、同条第六項及び第七項中「地域高度人材確保奨励金」を「中核人材活用奨励金」に、「沖縄若年者雇用奨励金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金」に改める。

第一百二条の五第二項第六号口中「第九条第一項」を「第七条第一項」に、「同意雇用機会増大促進地域」を「同意雇用開発促進地域」に改め、「この条、第一百条の二第三項、第一百十二条第二項及び第一百八条第三項において」を削り、「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第四項及び第五項中「同意雇用機会増大促進地域」を「同意雇用開発促進地域」に、「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改める。

第一百条第二項第一号イ(13)中「第一条第一項第六号」を「第一条の四第一項第六号」に改める。

第一百条の二第三項第三号中「同意雇用機会増大促進地域」を「同意雇用開発促進地域」に、「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同項第四号中「同意雇用機会増大促進地域」を「同意

雇用開発促進地域」に改める。

第一百十条の三第一項第一号ロ(五)中「第一百十九条第二十七項」を「第一百十九条第二十五項」に改める。

第一百十一条中「地域雇用開発促進助成金」を「地域雇用開発助成金」に改める。

第一百十二条の見出しを「(地域雇用開発助成金)」に改め、同条第一項を次のように改める。

地域雇用開発助成金は、雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金及び沖縄若年者雇用促進奨励金とする。

第一百十二条第二項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に、「又は第二号」を「から第

三号までのいずれか」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「にも該当する事業主」の下に

「(次号及び第三号に掲げる事業主を除く。)」を加え、同号イ(1)中「同意雇用機会増大促進地域」を「

同意雇用開発促進地域」に、「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に、「ハ」を「以下この

条」に改め、同号イ(2)中「人口の減少等に伴い」を「人口の減少又は地理的条件等により」に改め、「も

のとして」の下に「、期間を付して」を加え、「過疎雇用改善地域」を「過疎等雇用改善地域」に改め、

同号ハ中「同意雇用機会増大促進地域」を「同意雇用開発促進地域」に、「過疎雇用改善地域」を「過疎

等雇用改善地域」に、「五人(小規模企業事業主(その常時雇用する労働者の数が二十人(商業又はサー

ビズ業を主たる事業とする事業主については、五人）を超えない事業主をいう。）にあつては、三人」を
「三人（対象事業所の設置の場合にあつては、二人）」に改め、同号二中「同意雇用機会増大促進地域」を
「同意雇用開発促進地域」に、「過疎雇用改善地域」を「過疎等雇用改善地域」に改め、同項第三号中ロ
をハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第二号に掲げる事業主 同号ハの雇入れに係る者

第一百十二条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号イ(1)中「同意雇用機会増大促進地域」を「同意
雇用開発促進地域」に、「次項第四号」を「次項第三号」に改め、同号イ(2)中「同意雇用機会増大促進地
域内」を「同意雇用開発促進地域内」に改め、「当該同意雇用機会増大促進地域に係る地域雇用機会増大
計画に定められた」を削り、同号イ(3)中「同意雇用機会増大促進地域」を「同意雇用開発促進地域」に改
め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次のいずれにも該当する事業主（次号に掲げる事業主を除く。）であること。

イ 同意雇用開発促進地域及び同意自発雇用創造地域（地域雇用開発促進法第十条第一項に規定する
同意自発雇用創造地域をいう。以下同じ。）のいずれにも該当する地域において計画期間内（当該

同意自発雇用創造地域に係る地域雇用開発促進法第六条第一項の地域雇用創造計画に定められた計画期間内の期間に限る。ハにおいて同じ。）に事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

ロ 都道府県労働局長に対して、イの設置又は整備に係る事業所（以下この号及び次項第二号において「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出し、かつ、当該対象事業所において、当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野（地域雇用開発促進法第六条第二項第四号に規定する地域重点分野をいう。以下同じ。）に属する事業を行うものとして当該都道府県労働局長が認めた事業主であること。

ハ 対象事業所の設置又は整備に伴い、(1)に掲げる日から(2)に掲げる日までの間（計画期間内の日に限る。）において、当該対象事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住する求職者（六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。次項第二号において「地域求職者」という。）を、継続して雇用する労働者として三人（対象事業所の設置の場合にあつては、二人）以上雇い入れ、かつ、(2)に掲げる日から起算して三年を経過した日まで

の間において、相当数の求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(1) ロの計画を都道府県労働局長に提出した日

(2) 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日（当該届を(1)に掲げる日から起算して十八箇月を経過した日までの間に提出しない場合にあつては、当該十八箇月を経過した日）

ニ ハの雇入れが当該雇入れに係る同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資すると認められる事業主であること。

ホ ハ(1)に掲げる日からハ(2)に掲げる日（次項第二号において「完了日」という。）までの間（へにおいて「基準期間」という。）において、ハの雇入れに係る対象事業所の労働者（短時間労働者を除く。次項第二号において同じ。）を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

へ ハの雇入れに係る対象事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基

準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

ト ハの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

第百十二条第三項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改め、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる事業主 次のいずれかに該当する場合

イ 完了日の翌日から起算して一年ごとに区分した期間の末日における前項第二号ハの雇入れに係る対象事業所の労働者の数が厚生労働大臣の定める数未滿となつたとき。

ロ 完了日後において、対象事業所で前項第二号ハの雇入れに係る者を雇用しなくなつたとき（当該労働者を雇用しなくなつたとき（解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）によるものを除く。）以後速やかに、新たに継続して雇用する労働者として地域求職者を雇い入れたときを除く。）。

第百十二条第四項中「地域高度人材確保奨励金」を「中核人材活用奨励金」に改め、同項第一号イを次のように改める。

イ 同意雇用開発促進地域内に所在する事業所の事業主であつて、中核人材労働者（職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者をいう。以下この条において同じ。）の受入れ（雇入れ、出向その他の契約に基づき労働者を受け入れることをいう。以下この項及び次項において同じ。）及びこれに伴う求職者（当該受入れに係る事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に居住する者に限り、六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。以下この項において同じ。）の雇入れに関する計画を、都道府県労働局長に提出した事業主であること。

第百十二条第四項第一号口中「当該同意高度技能活用雇用安定地域に係る地域雇用開発促進法第八条第一項の地域高度技能活用雇用安定計画に定められた」を削り、「高度技能労働者の受入れを行う」を「中核人材労働者を受け入れ、かつ、当該受け入れた中核人材労働者の数の二倍以上の求職者を雇い入れる」

に改め、同号ロ(2)中「高度技能労働者」を「中核人材労働者」に、「(当該受入れに伴い求職者の雇入れ(当該受入れに係る事業所の所在する同意高度技能活用雇用安定地域内に居住する求職者(六十五歳以上の求職者、職場適応訓練受講求職者、関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。))の雇入れをいう。))を行う場合にあつては、当該受入れ及び当該雇入れ」を「及びこれに伴う求職者の雇入れ」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 中核人材労働者の受入れ及びこれに伴う求職者の雇入れを行うことが当該受入れ及び雇入れに係る同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に資すると認められる事業主であること。

第百十二条第四項第一号ニ中「ロ(2)に掲げる日」の下に「(第六項において「完了日」という。))」を加え、「高度技能労働者」を「中核人材労働者」に改め、同号ホ中「高度技能労働者」を「中核人材労働者」に改め、同号ヘ中「高度技能労働者の受入れ(当該受入れに伴いロの求職者の雇入れを行う場合にあつては、当該受入れ及び当該雇入れ)」を「ロの受入れ及び雇入れ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 受入れに係る中核人材労働者五人までについて、一人につき百万円(中小企業事業主にあつては、

百四十万円)

第一百十二条第五項中「沖縄若年者雇用奨励金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項第一号に該当する事業主であつて、当該中核人材労働者の受入れに係る事業所が同意自発雇用創造地域内に所在し、かつ、当該同意自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業を行うものに支給する中核人材活用奨励金の額については、同項第二号の規定にかかわらず、当該受入れに係る中核人材労働者五人までについて、一人につき百五十万円（中小企業事業主にあつては、二百十万円）とする。

6 前二項の規定にかかわらず、当該事業主が次の各号に定める場合に該当することとなつたときは、そのとき以後、中核人材活用奨励金は支給しない。

一 完了日の翌日から起算して六月ごとに区分した期間の末日における第四項第一号口の雇入れに係る事業所の労働者の数が完了日における当該者の数未満となつたとき。

二 完了日後において、第四項第一号口の雇入れに係る事業所で同号口の受入れに係る中核人材労働者

の受入れを停止したとき。

第百十五条第三号中「第百十九条第二十六項」を「第百十九条第二十四項」に改める。

第百十八条第三項第三号中「同意雇用機会増大促進地域」を「同意雇用開発促進地域」に、「地域雇用機会増大計画」を「地域雇用開発計画」に改め、同条第四項及び第五項中「地域高度人材確保奨励金」を

「中核人材活用奨励金」に、「沖縄若年者雇用奨励金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金」に改め、同条第六項中「第百十九条第二十八項及び第二十九項」を「第百十九条第二十六項及び第二十七項」に改める。

第百十九条第一項から第三項までの規定中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第四項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に改め、同条第五項及び第六項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第八項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第九項中「地域高度人材確保奨励金」を「中核人材活用奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第十項

中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第十一項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改め、同条第十二項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第十三項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改め、同条第十四項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第十五項及び第十六項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改め、同条第十七項中「地域高度人材確保奨励金」を「中核人材活用奨励金」に、「沖縄若年者雇用奨励金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第十八項中「沖縄若年者雇用奨励金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域高度人材確保奨励金」を「中核人材活用奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第十九項及び第二十項を削り、同条第二十一項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第二十二項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改め、同項を同条第二十二項

とし、同条中第二十五項を第二十三項とし、第二十六項を第二十四項とし、同条第二十七項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第二百二十条及び第二百二十条の二中「第五項」を「第七項」に、「地域雇用促進特別奨励金、地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に改める。

第二百二十五条第一項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第四項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に、「第一号及び第二号に」を「第一号から第三号までのいずれにも」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第二号及び

第三号を次のように改める。

二 年間職業能力開発計画に基づき、同意雇用開発促進地域内において設置し、若しくは整備した事業所に雇い入れた当該同意雇用開発促進地域内若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に居住する求職者であつた者（雇入れ後一年未満の者に限る。以下この項において「対象雇用地域被保険者」という。）又は当該事業所に被保険者として雇用されることとなつている当該同意雇用開発促進地域内若しくは当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に居住する求職者であつた者（以下この項において「対象雇用地域被保険者等」という。）に対して、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とする職業訓練（以下この項において「対象職業訓練」という。）を受けさせる事業主（対象雇用地域被保険者に対して、対象職業訓練を受けさせる事業主にあつては、当該対象職業訓練を受ける期間、当該対象雇用地域被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

三 当該対象雇用地域被保険者等に係る対象職業訓練の実施状況、当該対象職業訓練に要する経費等の負担の状況及び当該対象雇用地域被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備して

いる事業主であること。

第二百二十五条第四項に次の一号を加える。

四 次に掲げる額の合計額

イ 対象職業訓練（当該事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除き、当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

ロ 対象職業訓練（当該事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除き、当該事業主が教育訓練施設に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

ハ 対象雇用地域被保険者に対して当該対象職業訓練（当該事業主が行う実践的技能等の習得に係るものを除く。）を受ける期間について支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める

方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額

）
第二百二十五条第六項及び第七項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改める。

第三百二十九条の二第二項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第四項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に改め、同条第五項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に、「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に改め、同条第六項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」

を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改める。

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改める。

「第三節 地域求職活動援助事業」を「第三節 地域雇用創造推進事業」に改める。

第百四十条を次のように改める。

（地域雇用創造推進事業）

第百四十条 法第六十二条第一項第五号又は第六十三条第一項第七号に掲げる事業として、地域雇用開発促進法第六条第二項第五号に規定する地域雇用創造協議会からの提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものを行うものとする。

一 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であつて新たな事業の分野への進出又は事業の開始に伴い当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、

助言、指導その他の援助を行う事業

二 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者又は当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることとなっている者（当該同意自発雇用創造地域内に居住しているものに限る。）（次号において「求職者等」という。）に対して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業

三 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業の概要、当該事業所に係る求人及び前号に規定する講習その他の援助に関する情報を収集し、及び求職者等に対し提供し、並びに当該求職者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業

四 前三号に掲げるもののほか、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資する事業

附則第十五条の八第三項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第四項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改め、同条第五項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改め、同条第六項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改める。

附則第十五条の九第三項及び第四項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改める。

附則第十七条の四第二項及び第三項中「地域高度人材確保奨励金、沖縄若年者雇用奨励金」を「中核人材活用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金」に、「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第五条 雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第一百十二条第二項第一号ハ中「（短時間労働者を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同号ホ中「（短時間労働者を除く。次項第一号において同じ。）」を削り、同項第二号ハ中「を、継続して雇用する労働者」の下に「（短時間労働者を除く。以下この号、次号及び次項第二号ロにおいて同じ。）」を加え、同号ホ中「（短時間労働者を除く。次項第二号において同じ。）」を削り、同項第三号イ(4)、同条第四項第一号ニ及び第七項第一号ニ中「（短時間労働者を除く。）」を削る。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、青少年の雇用機会の確保に関する事。

第四十二条第四項及び第十項中「並びに雇用政策課」の下に「、若年者雇用対策室」を加える。

（沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部改正）

第七条 沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第一条第一号」を「第二条第一項第二号」に、「四千人」を「月平均値に三分の二を乗じて得た率（当該率）」に、「五百人」を「月平均値（当該月平均値）」に改める。

（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第八条 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び第三項中「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」

に改め、同条第四項中「地域雇用促進特別奨励金」を「雇用開発奨励金」に改める。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（法第十一条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業主）

第二十三条の三 法第十一条第一項第六号の厚生労働省令で定める事業主は、地域雇用開発促進法施行規

則（平成十三年厚生労働省令第九十三号）第六条第三号に規定する事業主とする。

第二十六条第一号中「地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十七条第一項第一号並びに」を削り、同条第二号中「第十二条第一項及び第十七条第一項第二号」を「（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項（第二十三条の三に規定する事業主に係るものに限る。）」に改める。

附則第八条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 法附則第四条第三項に規定する業務に関する事項

附則第八条第二項中「附則第四条第九項」を「附則第四条第十項」に改め、同条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「附則第四条第九項」を「附則第四条第十項」に改め、「法第十三条（法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と」の下に「、第二十六条中「法第十

一条第二項」とあるのは「法附則第四条第十項の規定により読み替えられた法第十一条第二項」と、「法第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「法第十一条第一項各号に掲げる業務及び法附則第四条第三項に規定する業務」と、同条第二号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、これらに附帯する業務並びに法附則第四条第三項に規定する業務」とを加え、同条第四項中「及び第二項の規定」を「から第三項までの規定」に、「及び第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、「第三号まで」の下に「及び第三項」を加え、「附則第四条第九項」を「附則第四条第十項」に改め、同項第一号中「並びに第二項第一号」を「、第二項第一号」に、「に掲げる」を「並びに第三項に規定する」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年八月四日）から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中雇用対策法施行規則第一条を第一条の四とし、同条の前に三条を加える改正規定（第一条の二及び第一条の三を加える部分に限る。）、同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定及び同条の次に

六条を加える改正規定（第十条から第十三条までに係る部分に限る。）、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

（外国人雇用状況の届出等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の雇用対策法施行規則（以下この条において「新雇対則」という。）第十条第三項及び第十一条の規定は、改正法附則第二条第一項の規定による届出について準用する。この場合において、改正後の新雇対則第十条第三項中「新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合に」とあるのは「現に雇い入れている外国人に」と、「雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から第四号までに掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第三号」とあるのは「第一項第一号から第三号」と読み替えるものとする。

2 改正法附則第二条第二項の規定による通知を行う場合には、新雇対則第十条第一項の規定は、同項中「新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号」とあるのは、「第一号から第三号まで」と読み替えて適用するものとする。

(権限の委任に係る経過措置)

第三条 改正法附則第二条第六項の厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、改正法附則第二条第一項及び第二項並びに第五項において準用する雇用対策法第三十三条第一項に規定する事業主の事業所を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

(雇用保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 改正法附則第三条第一項の規定により同意雇用開発促進地域(改正法第二条の規定による改正後の地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号。以下「新地域法」という。))第七条第一項に規定する同意雇用開発促進地域をいう。)とみなされる地域(次項において「みなし地域」という。))において、この省令の施行の日(以下「施行日」という。))前に、第四条の規定による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という。))第一百二十二条第二項第一号ロの規定に基づき同号ロに規定する計画(同号イ(1)に係るものに限る。))を同号ロに規定する都道府県労働局長に提出した事業主又は同項第二号イ(1)の

規定に基づき同号イ(1)に規定する大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた事業主に対する同条の地域雇用促進特別奨励金の支給については、なお従前の例による。ただし、当該地域に係る改正法附則第三条第一項の規定により新地域法第五条第四項の規定による同意を得た地域雇用開発計画(同条第一項に規定する地域雇用開発計画をいう。以下この項において同じ。)とみなされる同意地域雇用機会増大計画(改正法第二条の規定による改正前の地域雇用開発促進法(以下「旧地域法」という。)第五条第四項の規定による同意を得ていた同条第一項に規定する地域雇用機会増大計画をいう。)の計画期間の末日までの間に、都道府県が当該地域に係る地域雇用開発計画を策定し、新地域法第五条第四項の規定による同意を得ていない場合であつて、当該計画期間の末日後に旧雇保則第百十二条第二項第一号ハ(2)に規定する届を提出するとき又は同項第二号イ(3)の規定に基づき雇入れを行うときにあつては、この限りでない。

2 みなし地域においては、第四条の規定による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。

―)第百十二条第四項から第六項までの規定及び第百二十五条第四項の規定は、適用しない。

3 旧雇保則第百十二条第二項第一号イ(2)に規定する過疎雇用改善地域に該当する地域において、施行日前

に同号口の規定に基づき同号口に規定する計画（同号イ(2)に係るものに限る。）を同号口に規定する都道府県労働局長に提出した事業主に対する同条の地域雇用促進特別奨励金の支給については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際旧地域法第十七条第一項に規定する同意高度技能活用雇用安定地域であった地域における旧雇保則第一百十二条第一項の地域高度人材確保奨励金及び旧雇保則第二百五条第一項の地域人材高度化能力開発助成金の支給については、当該地域に係る旧地域法第八条第一項に規定する地域高度技能活用雇用安定計画の計画期間の末日までの間は、なお従前の例による。

5 施行日前に旧雇保則第一百十二条第五項の規定により沖縄若年者雇用奨励金の支給を受けることができることとなった事業主に対する沖縄若年者雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

6 第四項の規定により支給される地域高度人材確保奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、新雇保則第一百十二条第一項の中核人材活用奨励金又は新雇保則第二百五条第一項の地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、地域高度人材確保奨励金は支給しないものとする。

7 中核人材活用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、第四項の規定により支給される地域高度人材確保奨励金又は地域人材高度化能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中核人材活用奨励金は支給しないものとする。

8 第四項の規定により支給される地域人材高度化能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、中核人材活用奨励金又は地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域人材高度化能力開発助成金は支給しないものとする。

9 地域雇用開発能力開発助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、第四項の規定により支給される地域高度人材確保奨励金又は地域人材高度化能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、地域雇用開発能力開発助成金は支給しないものとする。

10 この省令の施行の際、旧地域法第七条第二項第四号に規定する地域就職援助団体等に委託して行つてゐる旧雇保則第四百四十条各号に掲げる事業の実施については、平成二十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。